

隠岐の島町危険空き家除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、隠岐の島町空き家等の適正管理に関する条例（平成26年隠岐の島町条例79号。以下「条例」という。）及び隠岐の島町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成27年隠岐の島町規則第2号。以下「規則」という。）に規定する危険な状態の空き家等（以下「危険空き家」という。）について、隠岐の島町危険空き家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、防災及び良好な住環境の確保を行い、もって安心安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する町税等の滞納がない者（法人は除く）とする。

- (1) 危険空き家の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税課税台帳)に所有者として登録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者から危険空き家の除却についての同意を受けた者
- (4) その他町長が特に認める者

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる危険空き家は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 隠岐の島町内に存する住宅
- (2) 木造（一部の軽量鉄骨造も含む。）であること。
- (3) 規則第4条の要件を満たす住宅
- (4) 兼用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅の用途に供されている建築物

(補助対象工事)

第4条 補助金交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1） 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた町内業者（隠岐の島町内に本店、事業所、支店若しくは営業所を有する法人又は個人をいう。）と交付対象者が契約を締結する工事であること。
- （2） 建築物の全てを除却する工事であること。
- （3） この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに完了する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象工事としない。

- （1） 補助金の交付の決定前に着手した工事
 - （2） 本事業と併せて他の制度等で除却の補助金の交付を受けようとする工事
 - （3） その他町長が不相当と認める工事
- （補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家の除却に要する工事費（国土交通大臣が当該年度に定める標準除却費によって算定した除却工事費を上限とする。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額に10分の8を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、150万円を限度とする。

（事前調査）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ危険空き家除却事業事前調査申込書（様式第1号）により、当該危険空き家が補助対象に該当するか否かの調査を町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、現地調査を行い、その結果を危険空き家除却事業事前調査結果報告書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

る。

(補助金の交付申請)

第8条 前条において補助事業に該当すると認められた者（以下「申請者」という。）は、危険空き家除却事業補助金交付申請書（様式第3号）及び危険空き家除却事業実施（変更）計画書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は前条による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、危険空き家除却事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後において、事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、危険空き家除却事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）に変更又は中止の内容を示す書類を添付して町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請の内容を承認したときは、危険空き家除却事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助対象工事が完了したときは、速やかに危険空き家除却事業実績報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、危険空き家除却事業補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、危険空き家除却事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の

交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。